

那珂市議会菅谷地内旧歯科ビル及び 土地の寄附に関する調査特別委員会記録

開催日時 平成 30 年 10 月 18 日（木）午前 10 時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 綿引 孝光 副委員長 古川 洋一
委員 大和田和男 委員 富山 豪
委員 花島 進 委員 筒井かよ子
委員 寺門 厚 委員 小宅 清史
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行
委員 勝村 晃夫 委員 中崎 政長
委員 笹島 猛 委員 助川 則夫
委員 遠藤 実

欠席委員 委員 福田 耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一
次長 清水 貴 次長補佐 横山 明子

会議に付した事件

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項について
…調査報告書の内容について協議

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前 10 時 00 分）

委員長 おはようございます。

いろいろとお忙しい中、当委員会の開催にご参集を賜りまして、まことにご苦労さまでございます。

それでは、開会前にご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。特に傍聴者の皆様方にご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員は 15 名であり、欠席委員は福田耕四郎委員の 1 名であります。定足数に達しておりますので、これより菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を開会いたします。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は調査特別委員会にご出席、まことにご苦労さまです。

本日の会議事件、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の調査報告書が案として提出されましたので、皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまです。

委員長 これより議事に入ります。

1、菅谷地区内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査報告書（案）についてを議題といたします。

当調査特別委員会は、全9回にわたり、参考人1名、証人11名においでいただき、証言を求めるとともに、執行部に対し関係資料の提出を求め、旧歯科ビル及び土地の寄附に至る経緯について、鋭意調査事件の事実確認に向け、調査を進めてきたところです。

前回の調査特別委員会では、証人から得られた証言内容の整合性に対する質疑や判断に至る客観的根拠に対する疑問などがいまだ解明には至っていないとの意見もありましたが、調査報告書の作成に向けて進めることと決定したところです。

事前に各委員に正副委員長で作成しました菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査報告書（案）をお送りさせていただき、ご確認をお願いしたところでございます。

なお、資料の配付がおくれまして、まことに申しわけございません。

まず、調査報告書（案）について、委員長から説明させていただきます。

お手元の資料のほうを確認いただきたいと思います。

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査報告書（案）ということで、表裏両面にプリントがございますが、まず、表紙の次のページにページを振っていただきたいと思います。

表紙の裏側が1ページ、次が2ページ、次が3ページ、最後が4ページということで、表記をお願いしたいと存じます。表紙を抜いて4ページです。

それでは、1ページ目から朗読をさせていただきます。

平成29年9月定例会において、執行部より、菅谷地区旧歯科ビルの解体費用1,550万円の補正予算が提出された。これを受けて市議会では、当該建物及び土地を所有者から寄附を受けた経緯や解体費用の根拠等について執行部をただしたが、納得のいく十分な説明がなされないため、これでは、市民への説明責任が果たせないとして、当該予算を除く修正予算を可決した。

その後、当該物件の寄附を受けるまでの経緯（事実）及び市が行った処理が違法（または適正か否か）等を調査すべきとの意見により、平成29年12月定例会において、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を設置した。

委員会の主な調査事項は次のとおり。

1、当該建物、土地の寄附を受けるに至るまでの経緯及び所有者（3名）との交渉内容について。

- (1) 建物の危険度の客観的根拠について。
- (2) 所有者の資力の判断について。
- (3) 所有者に対する固定資産税の課税保留について。
- (4) その他交渉内容について。

2、行政事務上の問題について。

3、寄附が議会の承認を要する負担付寄附に該当するののかについて。

調査結果、1、当該建物、土地の寄附を受けるに至るまでの経緯及び所有者（3名）との交渉内容について。

(1) 建物の客観的危険度の根拠について。

・外観（外壁の落下など）を見れば、誰がどう見ても明らかに危険であり、危険を除去するのが行政の責務（市長）。

・危険度調査は行っていない。

(2) 所有者の資力の有無について。

・破産処理のなかで当該建物・土地を売却できなかったこともあり、所有者は税金も滞納、うち1名は生活保護受給者。（根拠とする資料提出は2名分のみ）

・多額の負債を抱えていたようなので、解体する資力がないと判断した（市長）。

（負債額を証明する資料の提出はなし）

・所有者からの地震での危険除去（補修・解体など）はできないという回答で、「資力なし」と最終判断した（元部長）。

・担当者が「資力なし」と判断し、私が承知した（市長）。

(3) 番、所有者に対する固定資産税の課税保留について。

・市から税金も免除すると言ったかどうかははっきり覚えていない（元税務課長）。

・交渉の中で担当者からの「寄附すれば全て解決する」との言葉により、所有者は全員「これまで滞納していた税金も免除になる」と理解している。寄附後に議員の一般質問で指摘され、課税されることになったが、所有者は驚きつつも「市を信じている」として、いまだ納税はしていない。

（参考）一般質問に対して執行部は、「既に市のものになっているので、さかのぼって課税することはない」と答弁している。

・「保留していた税金を部下が取らなかったことを最高責任者が知らなかったのか」に対し、免除したことは全然知らない（市長）

(4) その他交渉内容について。

・「来年になると、あの建物が危険な建物と認識されてしまうので、それまでに寄附すれば全て市でやると言われて、それしかないと思った。」「4月になると法律により全

部自分でやらなければならないことになるので、その前にサインして寄附してくれればそうはならないと言われた」（所有者）

調査結果2、行政事務上の問題について。

・建物の解体と土地売却の採算性について、「担当から当初は壊しても損は出ませんという報告は受けている」（市長）。（解体費用は防災課で徴した概算見積りのみ、500万から600万。土地売却収入は推測）

・議会が指摘している調査事項1の諸問題について、「指摘されているようなことは報告として上がってきていなかった。進みぐあいについてはつぶさに聞いている。「難航している」「もうひと息だ」とか」（市長）。

・市長は、「あすにも倒壊しそうな建物」と答弁しているが、寄附を受けて以降、建物に何の措置もしなかったのは、「設計・見積り等に時間を要したため。議会への報告についてはそこまで気づかなかったというのが本音かと」（副市長）。

・「不動産評価委員会は、寄附後の4月18日に行われたが、寄附を受ける前に審査会で決定してからもらう形が一番よかった。4月に副市長になって寄附を受けた話を聞き、審査会にかけないとまずいだろうということで行った」（副市長）。

・「前任者から預かった寄附申込書に日付が入っていなかったもので、最終的に預かった日に統一し、私が記入した」（前市民生活部長）。

・「寄附前にアスベストが発見されていれば（大変な赤字になることが見込まれる場合）寄附は受けなかったか」に対し、個人的な考えだが、そこは微妙（副市長）。

・「なぜ交渉記録を残さなかったのか」に対し、「本来は残しておくべきでしょうが、残さないまま交渉した。」「いちいち残す必要がないと判断した」（元税務課長）。

調査結果3、寄附が議会の承認を要する負担付き寄附に該当するかについて、「市で解体しないからといって、契約解除されるものでなければ負担付き寄附とは言えないというのが一般的な解釈だと思うが、あくまでも私見なので、あとは（議員の考える解釈の是非も含めて）司法が判断すること」（市の顧問弁護士）。

調査結果等を踏まえた委員会の判断。

1、建物の危険性、所有者の資力、いずれも客観的根拠はなかった。これは行政事務として適切ではなく、今後、市民から「私の建物も寄附するから市で解体して」と言われても仕方がなく、悪しき前例をつくることになった。市長は「今後は空き家特措法にのっとり粛々と対処する」と言うが、一方で担当者は「特措法による解決は一つの方法であり、今回の方法は一つのモデルケース」とも回答しており、今後正しい判断がなされるかは疑問が残る。所有者が寄附することを最終的に決断したのは、調査結果1（4）の言葉を担当者から告げられた時点と考えるが、担当者の言葉は「3月中に寄附しなければ「空き家特措法」に基づき対処しなければならなくなるので」と、法律を盾に寄附を急がせたものと思料される。

また、寄附と解体がセットであることは証言のとおり明白であるが、加えて「（過去の保留されている）税金も免除」が所有者にとって寄附する大前提であることは容易に想像できる。所有者にとって、寄附後に建物を市が税金で解体することは問題ではなく、売却してもプラスにならない建物、土地を市にもらってもらい、なおかつ過去の税金も免除してもらえることに大変感謝している。所有者に税金を免除したことが事実だとすれば、税法上の理由に基づくしかるべき決裁があつて当然であるが、これもない。著しく公平性に欠けるものであり、背任の疑いさえ残る。

税金の免除が寄附の条件だったかについては、市側と所有者側で証言の食い違いが見られるが、たとえ市側が「寄附後は市が所有者なので税金はかからない」という意味で話をしたつもりであっても、所有者は過去の税金も免除してもらえると理解しており（それが「寄附することで全てが解決する」ことであるから）、課税通知がなされて驚きつつも「市を信じ」納付する意思はないようである。今になって所有者3名に面と向かつて「免除するとは言っていない、過去の税金は払ってくれ」と言えるのか甚だ疑問であり、結果的に政治不信を招いたと考えられる。

2番、解体費用と売却収入（採算性）について、寄附を受ける前に設計図等により、「アスベストの有無」等を確認していれば、寄附を受けなかった可能性もあり、また、解体費用もより正確に算出できたと考えられる。売却収入についても推測の域を超えておらず、行政の事務事業としての適正さに欠けるものであり、市民の税金という意識も欠如している。市長の特命事項として、当時の税務課長を担当者として所有者との交渉を進めたが、議会が指摘した重要事項といえる内容に関して、市長はその多くを「聞いていない。知らない」と回答しており、最高責任者としての自覚に欠けていると言わざるを得ない。

また、補正予算提出時の「私の監督不行き届き」の言葉をはじめ、市長自身の責任よりも部下の責任とでも言いたげな姿勢・言動は、トップとしての資質を疑わざるを得ない。

解体の補正予算を提出した際には、議会に対してなんら説明もなかったばかりか、本件が発覚してからも丁寧に説明することもなく、「聞かれれば説明した」との答弁にもあるように、議会軽視も甚だしい。

今回の寄附行為が「負担付き寄附」に該当するか否かの見解を市の顧問弁護士に求めたのは、議会から指摘された寄附後のことであり、寄附前にはそのような認識が執行部にあったとは考えづらい。本来であれば、所有者から寄附を受ける前に行わなければならない「不動産評価審査会」を事後に行いかつ寄附ありきで審査が行われたことは、事務手続上の不備と言わざるを得ない。市長の特命事項である重要な交渉記録を残さなかったこと、退職にあたり、後任者へ文書による申し送りもなかったこと、これは担当者の問題にとどまらず、行政組織として大きな怠慢と言わざるを得ない。

3番、今回の寄附が「負担付き寄附」に該当するかどうかの判断はさまざまな解釈があ

るため、委員会としての結論は出せない。よって、今後、司法の判断に委ねるかどうかは議会として検討されたい。

4番、市長の責任問題（追及）についても、今後、議会として検討されたい。

最後に補足として、今後の予防策としての執行部への提言。

1、所有者との交渉記録がないことで、全てが記憶に頼る証言となった。行政事務に大きな支障を来すことから、今後は「文書管理規程」の中で、相手がある交渉については必ず記録を残すよう明記することを検討されたい。

2、寄附を受けるための明確な基準がないことで、安易に寄附を受けることのないよう、負担付き寄附に該当するか否かだけでなく、明確な基準を盛り込んだ「寄附要綱」を制定することを検討されたい。

以上でございます。

それでは、ただいまご説明しました調査報告書（案）について、各委員からご意見をいただき、調査報告書の作成に向け、協議を進めてまいりたいと思います。

では、委員の皆様からのご意見をお願いします。

副委員長 先ほど委員長のほうからちょっとご説明がなかったので、補足させていただきますけれども、この調査報告書（案）でございますが、調査報告書の完成形というのは、もっともう何十ページにわたるぐらいの、いついづどこどこで誰々を証人に呼んでとか、あとは、添付資料で議事録をつけますとか、そういったものが全てあって最終的な完成形であり、きょう皆様にご提示いたしましたのは、あくまでも議論していただきたい、その調査結果並びに委員会としての判断の部分をご提出させていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

また、先日、正副委員長でこの報告書（案）を作成するにあたって、個人的な主観といえますか、そういったものが入ってしまうことはご了解いただきたいということを皆様にご了解をいただいたところでございますが、文言について、これは適切ではないだろうとか、そういったことがございましたら、それは遠慮なく皆様のほうでご議論をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

花島委員 たくさんあります。まず、今のお話では、これが最終報告書の、何ていうか、筋道つけるようなものだという意味ということで伺って、これがそのまま報告書になるんじゃないということですね。そうですね。それ確認します。

それで、それはそれとして、基本的にこの件の肝心なところが全然押さえられていないと私は思いますね。そもそも危険があったという、その判断。それは、この報告書の中では、客観性云々みたいなことしか言っていないですよ。実際にあのビルは、最初見たとき、見た感じで、これはもう明らかに危ないだろうと、市長なり、担当職員誰かはともかく判断したという話で進んだわけですが、それが間違っていたのかということ

すよ、1つは。

これまでの委員会の中で、客観的な耐震診断したのかという意見がありました。それで、一旦はこの委員会でも、そういう耐震診断をさせるという話になりましたけれども、結局見積もりをとったところ、とんでもない金額になるので、やるほどの価値がないと皆さん見て判断しましたよね。その耐震診断やらせるという前は、多分、私の経緯からいうと、誰も中まで入って見ていなかったと思うんですよ、私だけですよ、きっと。私は、この百条委員会が立ち上がる前から、中まで入ってみて、職員と一緒に入って、囲いの中とか建物の中も入り、ベランダにも上がり、屋上にも上がり、全部見てきました。これは明らかに、見た感じ、耐震診断をやるまでもなく危険だと私は判断しましたよね。

耐震診断やるのに非常にお金がかかるということを考えたら、耐震診断やって、議会に対して、壊すのは妥当だと示すのは、本当に市の財政的なコストも考えて妥当なのかといたら、妥当じゃないというのは私はそういうふうに思います。皆さんも、耐震診断は結局はやらないでよしとしましたよね。それはやっぱり見て危険だと判断したからじゃないんですか。

そういう、何ていうのかな、危険回避という観点でどうだったかということが何も書いていないのがまず一番問題かなと思いますね。

それともう一つは、寄附に至る経緯で、資力があるないの判断の部分ですね。これは、もとの持ち主が亡くなってからの資産処理、今公開になっているんで、具体的な名前は挙げられませんが、その中の流れというんですかね、それを捉えた形の報告書になっていないですね。それについては、既に市の職員から、かなり最初の段階からいろいろ回答されています。それが言っているそのとおりなのかどうかということはその報告書の中で、ここがよくわからない、ここがはっきりしているというのは書くならいいですけども、何か、実際の流れを見ていないと思いますね。

それから、例えば文言でいえば、悪しき前例をつくることになったなどという委員会の判断とかありますけれども、私は悪しき前例だと思っていません、その最終的な処理に関してですね。ただ、執行部も答えているように、議会に相談しなかった、しないである程度進めたのは悪かったという点はおっしゃるとおりだと思います。

それから、先ほど言いました相続に関する問題なんですけれども、これはですね、私もいつだったか、一般質問でいろいろ聞いて、皆さんちゃんと聞いていれば、ある程度理解していただけたかと思うんですが、どうも聞いていただけなかったようなので、ちょっと言いますと、まず、相続というのは、相続権があるということをわかってから3カ月以内に相続放棄する意思を明示しないと、相続させられることになるわけですね、法律上は。ところが、複数いる場合に、その複数いる人間がどういうふうに分担して相続するかというのは、すぐに決めなくてもいいわけです。そこに今回の混乱の一つがありますね。

それで、私から見ると、一番メインにきっちり相続しようとしたのは、亡くなった方の奥さんと、その息子さんの1人であって、親の残した借金等を返そうと思って一生懸命頑張ったんだけど、結局無理しすぎたせいで、むしろ借金が膨らんで破産してしまったわけですよ。

それで、じゃそのときにほかの2人はどうしていたかといったら、多分何もしていなかった。その後になって、破産処理の中で残った財産として、処分する価値がないと思われた当該の土地と建物が残ったわけですが、そのうちの2人の、ほとんど何もしなかった2人のうちの1人が、できれば自分が使いたい、それは住むのか、売って自分の利益にするのかわかりませんが、その辺で気持ちが定まらずにぐずぐずして、きちっと相続するわけでもなく、相続を放棄して、誰それに任せるんだということもやらず、事態が進んでいて、市としても3人の相続権者の中でどうなるかよくわからない状態でいたんだと思いますね。

それで、肝心なことは、いろんなことを何かにおわせるようなことを書いているんですけども、一番、市として、親の負債を相続して返そうとした方がこの件に関して単純に市が処分してくれるということで喜んでいるんですよ。それは、固定資産税の減免とかなんとかとは全く別です。解体処理するじゃなくて。それを忘れてはいけませんね。

さっき言った1人は、さっき言いましたように、ずるずる自分の判断をせずに保留といったらいいんですか、決めかねていた。ところが、空き家措置特別法というのができたから、市としては何とかしてくださいとお願いするよりは、お願いしなくたって、空き家措置特別法でこれからはできるようになりますと、そういう話をしたわけでしょうね。それで、そういう流れになったら、ここではある種の脅しをしたかのような表現になっていますが、このままでいいたら市が空き家措置特別法に沿って順次手続を進めて、最終的には市が何とかして、その費用はあなたに請求されますよというようなことを言ったんだと思うんですよ。それで、これはまずいと思って、自分は最後に印鑑を押したということだと私は思います。

そういうの全く見えませんよね、これ。

それと、費用については、確かに本当にどれだけもとがとれるのかというのは、明示するのは大事なことだと思います。でも一方で、誰かの答弁にもありましたけれども、単純に損得だけじゃなくて、危険を回避するということで、多少のそういうことは考えていたということも書いてあるんで、問題は、その判断が妥当かどうかということ議論するのはいいんですが、殊さら、何か怠慢だの不備だのというのは、私は全く納得できません。

それと、空き家措置特別法についてですけども、空き家措置特別法というのは、本来の法的な枠組みを超えた法律です、私から見れば。だから、空き家措置特別法なしでやっただけとはいえないということは全くないですね。従来の法の枠組みの中でやれるものであ

れば、やっていいと私は思っています。

それで、市の答弁でもありますけれども、空き家措置特別法でやったら、時間もかかるし、結局お金もかかるというのは、僕は判断は間違っていないと思います。

ということで、いろいろ言いたいことはたくさんありまして、もう一つ、まだほかの人もいろいろ意見を言いたいでしょうから、私がまず言います。

建物危険度ですよ。それで、この間の私、補正予算を支持する発言でも言いましたけれども、基本的に危ないという認識は皆さんないんですか。要するに、この間言ったことの繰り返しになりますけれども、そもそもあの時代の鉄骨構造の建物というのは、全体的に弱い、基本的に。そういうのがあります。昭和 51 年に建築確認申請されて、つまり昭和 56 年に大改正された建築基準法の前の建物ですよ。非常に弱いわけですよ。それは阪神・淡路大震災でも倒壊率が全く違うわけです。なおかつあれは震度 6 の地震に遭っているわけですよ。それで外壁だの何だのが崩れているものがある。上には、重いもので危ないものがある。それから、中は管理されていないから荒れている。人が住んでいないから、どれだけ傷みが進んでいても、周りでは気がつかないということになりますね。そういうことで、かなり危険なものだと私は思うんですよ。

そういうのは、報告書の中では、客観的な診断がなかったのなんなの言っていますけれどもね、後追いで我々が考えて、どれだけ危険なのか、あるいは逆にそんなに危険じゃないのかということはどう考えるかというのがまるっきりないですよ、この中に。

それから、事務手続についても、先ほど言った相続関係は、市としてはどうしようもない部分もありますね。固定資産税を請求しようにも、誰がどういうふうに関係するのかははっきり決まっていない。決めなくてもまだ済むような法律になっているときに、なかなか、しかもその持ち主が 1 人だったらまだ話は簡単ですけども、3 人いて、そういう中で、話がなかなかすっきりいかなかったというのはあるんです。これは職員の怠慢とかじゃなくて、法の不備と、今の事務システムの欠陥なんです、私から見れば。だから、それは何とかすべきというのは、当然言ってしかるべきだと私は思っています。

だけれども、執行部が殊さらこの件に関して何か怠慢だったかといったら、それはちょっと違うと思いますね。今の制度の中でも、一番すっきりさせるようなやり方としたら、例えば実質的に相続したのは、最後の 3 人残ったうちの 1 人だから、その人に全て相続したということにきちっと早目にさせて、それでその人はそもそも払えない状態であるから、課税はするが、その後免除みたいな手続をしっかりとやって、やれば、その固定資産税を取らなかったのはおかしいだろうななんていう話にはならなかったと思います。

ところが、さっき言った事情がありまして、残りの 2 人のうち 1 人が自分の態度をしっかりとしなかったということで、それもいかなかったというのは実情かなと思います。

それで、今後のことなんですけれども、執行部は空き家措置特別法で今後やると言いま

したけれども、あれは私は、議会在が叱ったからそう言ったんであって、あれは本当に今後これでやるのが絶対正しいんだとは私は思っていないです。それは、この間の本会議での発言でも言いました。

とりあえず逐一言ったらいろいろ意見はあるんですが、大筋に関して私の考えを述べました。

以上です。

副委員長 最初のご質問がありました。調査報告書はこれで完成なのかということですがけれども、あくまでも、調査結果と、それから委員会の判断という部分については、これを最終的に皆さんのご意見をいただいてまとめたものが最終形になります。私が申しあげたのは、その前後に、開催日、いつ誰を呼んだとか、何名出席したとか、誰に証人として出席いただいたとか、あとは議事録を添付しますとか、そういったものはつきますという、それで完成になりますということでもあります。

花島委員 それは全然、私誤解していましたね。じゃ、全然これ、文章の書き方とかもいろいろ不満があります。誰が何を言ったのかというのは、全然曖昧なところがたくさんありますので、それを事細かに今ここで一つ一つ言っていられませんが。文書で出してもいいですが、いろいろたくさんあります、そうだとすれば。

まだ、私ばかり話していてもしょうがないので、とりあえず私、一旦発言引きます。

委員長 この文書はあくまでもたたき台でございますから、どこの部分をどんなふうに訂正すればいいのか、加除訂正、あるいは修正をどういうふうにすればいいのかというのを具体的に皆さんからご意見を頂戴して、最終的な報告書にして議会に提示できるような方向で、みんな議論しましょうという話ですから。だから、ここがおかしいということで、今何点か花島委員のほうから指摘がありましたけれども、じゃ、どの部分を具体的にどういうふうに文言を訂正すれば、最終的な報告書として適当かどうかという、その辺のところをやっぱり、最終的には、具体的にここをどう直すという提言も頂戴したいというふうに思います。

ほかにご意見をお願いします。

小宅委員 委員長、副委員長、お疲れさまでございました。

私は、当初から申しあげておりますが、百条委員会で得られた情報をもとに粛々と報告書を書き上げればよいというふうに申してきました。非常にこの百条委員会で得た情報をもとに簡潔かつわかりやすくまとめられていると思います。私は、この報告書を支持したいと思います。

以上でございます。

委員長 ほかに。

大和田委員 同じく、委員長、副委員長、お疲れさまでした。

そういったところで、淡々と報告と小宅委員からあったんですけれども、後半部分でそ

ういった、想像できるとか、疑いさえ残るとか、資質を疑わざるを得ないとかという、何と言うんでしょう、淡々と報告というより、こちらの思惑というか考えが含まれているので、そういったところはこういった感じで、皆さんどう思っているのかなと思います。

萩谷委員 今、大和田委員が言ったように、少し個人的な感覚が入っているんじゃないかと思うんですね。

それともう一つ、これは一番最後の部分ですけれども、委員会の判断の3番目、「今後の司法の判断に委ねるかどうかは議会で検討されたい」と、こういうのが載っていますね、まずね。一応、案としてですよ。これはどういうあれですか。これ果たして議会として、司法に委ねることできるんですかね、委員会として、議会として。委員長、どうでしょう。それをちょっとお聞きしたいですね。

委員長 最終的には委員会で決するということはできないと思うんですよ。だから、最終的には、ここに書いたとおり、いわゆる司法の判断に委ねないと、負担付き寄附に該当するかどうかというのはわからないということだと思います。

萩谷委員 そう思いますじゃないですよ。できるんですか、どうですかですよ。議会としてか、委員会として、司法に委ねることできるんですかと聞いている。それに返答ください。

委員長 だから、そのことは、委ねるかどうかというのを決定するのは本委員会ではなくて、議会が決めることだということです。

萩谷委員 それができるかどうかを聞いているんですよ。できるんですか、議会として、司法に委ねること。それを聞きたいんですよ。

(複数の発言あり)

委員長 今ね、そういうわけでできるという意見が。

萩谷委員 できるという意見がある、まだ決まっていないでしょう、そんなの。

遠藤委員 それについて意見、基本的にこの内容は全くそのとおりだと私は思っております、この調査報告書ね。よくまとめられたなというふうに思いますが、いくつかご意見出ていますけれども、この例えば3番目の負担付き寄附に該当するかの判断はさまざまな解釈があるため、委員会としては結論は出せないというふうな結論にしたいという案ですけれども、これは私が当初から言ってきた法的にどうかという部分なので、ただ、これは最終的に市が答弁した判断のもととなる弁護士までおいでいただいて、私も議論させていただきましたが、最終的には解釈の問題だということで、ここでやっぱり結論がなかったわけですよ。なので、委員会として、これが違法かどうかという判断は、確かにこれは委員会ではできないということは、もうこれ皆さんの共通認識だと思います。しかし、これは、委員会と議会は違いますよね。これ委員会の調査報告を定例会の中で議案として出して、それを否決するかどうするかは、これは議会としての判断でしょうけれども、ただ、これを、やっぱりこの違法性の疑いがあるから、これを司法の手に委

ねるかどうかという決断自体は、当然議決をすれば議会としてそちらに出すことは、私はできると思いますよ。

萩谷委員 そういことですか。今、遠藤委員からありましたよね。それで、そういうことですかと。

委員長 正直ね、私も弁護士じゃないので、やってみないとわかりません。

萩谷委員 いや、弁護士じゃなくて、遠藤委員が言ったとおりに議決すればできますかと聞いている。

委員長 まあ、そういうことだと思いますよ。

花島委員 今この3番の件について意見を言いたいんですが、私は何度も言いましたが、これに対して議会がどう態度をとるべきかというのは、委員会で何ていうか、答え、結論というかな。最終的には本会議でどうするかを決めるんだろうけれども、委員会としてどう考えるかというのをいさなければおかしいんじゃないですか。じゃ例えばこうやってね、投げかけて、本会議の判断に委ねますと。その後どうするんですか。ただ、誰かの議員がこれについて、私はこれは司法にかけますと言って提訴しようという議案を提出して、それでなかったら先へ進まないという話ですか。何か変だと思うんですよ。委員会で報告書は出したって、最終的には本会議で承認されるかどうかなんですよ。それと同じことなんじゃないですか。

それで、負担付き寄附というのは、その解釈というのはそうですけどもね、解釈はいろいろあると言ったって、世の中で一番まかり通っている解釈が執行部の回答なんですよ、私が見ている範囲では。私が見ている範囲ではね。それで、それに対して違うぞと、議会が司法まで立てて争って、争う価値があるかということですよ。私はないと思っていますね、全然。

小宅委員 先ほど大和田委員からの話と今の花島委員の話と、この項目全体がですね、調査結果等を踏まえた委員会の判断ということでの、委員会の判断ということの流れでのコメントですので、私はこれでいいんだと思うんです。

それで、ここに書いてあるとおり、この委員会で負担付き寄附かどうかというのは、絶対結論出ないですよ、多数決で決められることではないですから。ですので、それを司法の手に委ねるかどうかは、本会議で予算をとるかどうか、その司法に委ねるための予算をとるかどうかという判断は、当然議会ができるものだと私は思っています。

以上でございます。

萩谷委員 ここに百条委員会が載っているんですけども、調査の結果というところがあるんですよ。読みましょうか。議会、または委員会は、百条による調査を終了するにあたっては、報告書を作成し、その経過と結果をまとめることとなります。ただし、注意を要するのは、百条調査は通常の議案審議とは異なり、特定の原案に対して可か否かを二者択一的に決定することを目的とすることではありません。そのために単に証拠の収集

だけの場合と、収集した証拠に対して議会、または委員会がその調査結果に対して一定の判断をして終了する場合があります。こう書いてあります。

以上です。

委員長 だから、小宅委員が言っていることと萩谷委員が言っていることは同じことだよ、結果的にね。

萩谷委員 違うよ、司法の判断に委ねるに対して言っているんですよ。

花島委員 小宅委員の言うことも半分わかるんですね。だったら、この中で、結論は出せないで終わりにしたらいいんじゃないですか。よって、今後司法の判断に委ねるかどうかは議会として検討されたいなんて書く必要ないですよ。

委員長 じゃ、何て書けばいいですか。

花島委員 書かなければいいと言いましたよ、私。

委員長 どこをどう削除すればいいですか。

花島委員 この3番の「今回の寄附が負担付寄附に該当するかどうかの判断はさまざまな解釈があるため、委員会としての結論は出せない」、それで終わりにすればいいと言っているんです。だから、「よって、今後司法の判断に委ねるかどうかは議会として検討されたい」と、それを削除したらどうですかと言っているんです。この部分に関してですよ。

萩谷委員 もう1回、いいですか。私もそれを言いたくて、今これを読んだの。これを司法の判断に委ねる……

委員長 ですから、さっきから言っているように、これは決定事項じゃない、たたき台ですから、意見として、ここを削除しろとか、ここを直せとかね、こういうのを追加しろというのを具体的に上げてほしいんです。

萩谷委員 それはわかっていますけれども、だから、削除したらいいでしょうと言っているの。

委員長 じゃ、この件に関して皆さんのご意見を伺いながら決定していきたいと思いますが、今の3番の部分の「よって、今後司法の判断に委ねるかどうかは議会として検討されたい」、この文は削除すべきだというご意見、これに関して皆さんのご意見を伺いたいと思います。

笹島委員 そのままやっぱり残したまましちゃうと、結論ありきで出していかなければいけない、委員会調査報告書。そういうことで、今後の司法の判断に委ねると、議会として検討されたいということは残した形になっちゃうから、やっぱりできる限り削除したほうがいいよね。

遠藤委員 確かに百条委員会のまとめとしては、結論はどうだったのかということだけでいいと思うので、じゃ、今後はどうかという部分は、ちょっともしかしたら蛇足なのかもしれないと今の意見を聞いていて思いましたので、私もそれには賛成したいなと思います。

委員長 じゃ、皆さん、このくだりについては削除するという方向でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ここは削除することに決定します。

花島委員 細かい、一々、たくさんあってですね、私、時間をいただいて、きょうじゃなくて別の日にですね、いろんなどころ、ここをこうすべきだというのを本当は出したいたんですが、とりあえずこの結論の4で、「市長の責任についても今後議会として検討されたい」というのも削除してください。4ですよ。その次にあるじゃない、「市長の責任問題についても今後議会として検討されたい」と。何をどう責任を追究するのかわからないです、私は。

委員長 じゃ、この件を削除すべきだと、4番の市長の責任云々、このくだりを削除すべきだというご意見なんですけれども、ほかの委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

勝村委員 これね、花島委員が言っているように、この結論がこれでは出なくなっちゃうんだよね。今後検討されたいということになれば。また振り出しに戻るよというふうになってしまうんだから、削除するか、または責任ということを考えるのであれば、あなたにはこういう責任がありますよということまで言わないと、今後の検討では、これの報告書にはならないと思う。

助川委員 正副委員長、大変ご苦労さまでした。

今までいろいろと出ていますけれども、最終的に私としては、今後類似の問題等が出てきた場合に、今後もこのような事態を生み出さないというようなことで、市長の責任問題につきましては、文書の管理規程等をしっかりとおつくりいただいて、それで、このような問題が起きないような、あるいはまた、相手と、それから執行部との取り違え、あるいは言葉のやりとりの中で認識のずれなどをなくすために、その判断材料として、私どもはその文書の管理に規程をされれば、そのやりとりを全て残していただければ、その判断材料として、私どもも審議しやすい形になると思いますんで、そういったものを市長の責任ということで文書の規程をしっかりとつくり上げて、今後対応していくというようなことでも、この市長の責任問題に関してはつながっていくのかなというふうに感じますね。

萩谷委員 今、助川委員が言ったこと、そのとおりだと思いますね。委員長も副委員長も大変ご苦労されていると思いますけれども、補足なんかはね、こういうので入っていますから、これ「記録を残すように明記することを検討されたい」ということなんかも入っていますから、この3番、4番は削除して、削除というか3番は検討されたいという、司法のね、削除してもらって、4番は、責任追究なんかはやっぱり削除のほうがいいかなと私は思いますよね、追究は。

寺門委員 4番の事項につきましてですけれども、今、何人かの方が言われていますけれども、補足事項で、執行部への提言ということで上げるのであれば、この責任問題、市長の責任問題というところを箇条書きで、原因となった理由を書いておけばいいということに

なるんじゃないですか。追求ということについては書かずに、こういう問題があるというふうに判断したと、当委員会で、ということでもいいと思うんですね。「今後議会として検討されたい」これはカットでいいのではなかろうかというふうに思います。

これ責任問題の中身がはっきりしないので、どういう事実がありましたと、事実としてあるわけですから、それはきちっと書いておいたほうがいいと思います。この補足事項の1番の事実事項があるわけですから。それだとはっきり納得できますよということなので。

以上です。

勝村委員 そのとおり、私の意見でもね。

それで、補足で1番にも「明記することを検討されたい」、2番で「寄附要綱を制定することを検討されたい」、これ検討じゃなくて、文書管理規程というのがあるわけだから「明記すること」それで、2番の寄附要綱というのはないんですよ、今。だから、「寄附要綱を制定すること」このほうがはっきりすると思う。検討してもらうなんて言っていたら、今検討しています、検討していますで10年先になるかもしれない。

笹島委員 4番、これ正副委員長でつくったと思うんですけども、具体的にその責任問題というのはどういうところを指しているのかな、これは。

副委員長 ですから、責任があるかないかという結論は、それは委員会ではなくて、議会のほうで判断すべき事柄だというふうに感じましたので、抜けている言葉があるんですが、実は、必要があればというふうにご理解いただければ。議会のほうで、それを必要とするならば検討されてはいかがでしょうかということですから。今どういう、ここに責任があるのかということの結論は書いていないです。

笹島委員 市長の答弁の中で疑義を感じ、疑問を感じるものがあつたというふうに書きかえたらどうなのかな。わざわざいいか、そこまで変えなくても。

(発言する者あり)

笹島委員 ちょっと待って、俺がしゃべっているんだから。

でしょう、何かたくさんありますよね、疑問に感じる答弁がね。この中で不満たらたらに書いていますよね。いやいや、そう感じるんだよね。だから、そのところをやっぱり、最後のところに何かポイントでぼんとぶつけないと俺は思うんだけど、どうですか。

副委員長 おっしゃっていることもわかるんですが、ですから、こういうことがあつたという、それは調査結果の中に証言の内容が書かれていますよね。それでもって具体的にこういう責任があるというふうに委員会として断言できるのかどうか。事実ですから、事実としてこういうことがありましたと。ですから、委員会としましてはこういうふうに判断しますというのがこの調査結果と判断でございますから。これを受けて議会のほうで、こういう責任があるから追求しようよというのがもし必要であれば、それは議会のほう

でされてはどうでしょうかという、違いますか。

笹島委員 責任というのはもうわからないですよ、何が責任であって、何を追及していくというのはわからないので、この4は削除して、こういうことに疑問を感じるということ、これをまとめた中でね。それをぶつけていかないとと私は言ったの、これは、だから。これはもう消してね。

副委員長 わかりました。

ですから、その辺のこういう疑問があるというのは、その前段の1番と2番なんですよ。いや、書いてありますよね。だから、足りなければ、こういうものを追加してくれとか、逆にこれはそんな問題じゃないだろうと、ここは削除すべきだというふうに、先ほどの皆さんからのご意見のようにしていただければなというふうに思います。

笹島委員 だから、1番、2番がありすぎるからね。だから、もっと、これもいいよ、大事だけれども。もっとう、中身の濃いような、集約したような、どんとしたのはないのかな、それは。1番、2番は読めばいいということになるけれども、余り多すぎるから。だよ。

副委員長 では、その一言をちょっとご提案していただけますか。

笹島委員 まだ考えていない。

花島委員 細かいところを、先にやりたくなかったんだけど、関連しているんでね。1番にしろ、2番にしろ、委員会の判断ですけれども、非常に何ていうか、感情的なものがあって、例えば市民の税金という意識も欠如しているというのは4ページ目の頭に書いてありますよね。これは私、全然納得できませんね。それから、いろんなところで、思料をされるだの、疑問が残るだの、こんなの何かぼろぼろなんですけれども。その4ページの例えば「市長自身の責任よりも部下の責任としてでも言いたげな姿勢、言動はトップとしての資質を疑わざるを得ない」、こんなのも必要なんですかね。

私が思うには、組織の長というのは最終的に責任がありますよ。あるけれども、ある程度、部下に任せるといのはすごく大事なことで、その結果トラブルがあったら本人の責任になるわけですが、それは本人が積極的に何かどじたというのと違いますよね。何かその辺、整理が全然ついていないと私は思います。「行政組織としての大きな怠慢」などという言葉もありましてね、こういうのも私は納得できません。

ですから、時間をいただいて、別の日にですね、ここのところはこうすべきだという文書を全部、私、全部つくりかえるくらいの気持ちでつくりたいと思いますよね。

遠藤委員 なかなか大変なことをごさいます。ただ、私なんかはおおむねこれなんだろうと思うんですけれども、例えば今の話、大きな怠慢。これはどういうことをもって怠慢と言っているかという、この文章は、市長の特命事項である重要な交渉記録を残さなかったことで、退職にあたり後任者への文書による申し送りもなかったこと。これはやっぱり怠慢じゃないんですかね。だから、そのとおりだと私は思うんですね。

あと、その1個前の行、本来であれば所有者から寄附を受ける前に行わなければならない不動産評価審査会を事後に行う、寄附を受けちゃった後に行って、かつそういう寄附ありきで審査が行われたことは手続上の不備だと思うんですよ。本来はこの審査会にかけて、了解をとってからもらわなければいけなかったのに、もらっちゃってから後追いで審査会を開いて了承した、これは不備ですよ。だから、これも正確に表現していると私は思います。

だから、そういった意味で見ると、例えば4ページの上から2行目、3行目あたりから、議会が指摘した重要と思える内容に関して聞いているんですけども、市長はその多くを、私は知らない、聞いていないの一本やりね、ずうっとそればかりでしたよね。これはやっぱり、ただ、その部下に聞いて判断したとか、市長としてこの寄附についてどうなんだろう、こうなんだろうとお聞きしても、私は詳細には把握していない、詳細には知らない、そればかりだったじゃないですか。これは、だから最高責任者としての自覚に欠けていると言わざるを得ないと、これはまさしくこのとおりだと思うんですよ。

だから、トップがその内容について、議会が百条委員会の中で聞いているのに、知らない、わからないというのを何回言っていましたか。これは全くそのとおりだと私は思うんです。

だから、これはある程度、ちょっとその文言として少し強い部分もあるようには確かに思いますが、ただ、このとおりだとおおむね思いますよ。

笹島委員 2つ挙げたから。やっぱり今、遠藤委員が言ったとおり、これ1番、2番が一番大事なことです。客観的にまとめていって、無責任な答弁、市長がしたことに対して、このようなことを答弁しましたよということ、長たる者がこんなでよろしいんですかという具体的に示さなければ、市民の方にはわかっていただけないからね。我々は、そういうわけだから、要するに百条委員会で調査をしたということで、解体云々というのは、これは危険性があるからというので調査を始めた。それから、寄附行為、これはなぜかということも、これも疑問を感じて、結局疑問は残ったまま。それから、今言っていた課税保留、いまだ納税されていない。これは私が一般質問したんですよ。それで、やったかどうかという、私は、まだ督促状は出していませんけれども、まだあれしていません。これとんでもないことが3つも重なっているわけですよ。こんなことじゃ足りないわけですよ。もっともっと本当は具体的にやっていかなければいけない。我々はまだ甘いほうですよ、やっぱり。これはこんなもんじゃ済ませない、とんでもないことなんです、だから。私は怒りが発しているの、本当はね。だから、やっぱりもっと具体的に、もっと強く、我々委員会としてやったらいいと思いますよ。頑張ってくださいよ。

花島委員 具体的に、客観的にという言葉をおっしゃいましたが、これでは全然客観的ではないですよ。「部下の責任とでも言いたげな態度はトップとしての資質を疑わざるを得ない」というのは客観的なんですか。僕は全然そうは思わないですよ。思料されるなん

ていうのも客観的じゃないです。市長がこういう質問に対してこう答えた、これを答えられなかった、それは事実として具体的に書いて、びしびし書いて、それは適切ではないというのは別に私は反対するつもりは全くありません。

だけれども、さっきも言ったように、組織というのは上がね、基本は全部把握していることになっているんだけど、部下に任せてやらせるというのは普通なんですよ。結果としてね、部下がどじったら上の者はある程度責任をとらなければならないというのは事実。だけれども、部下がやっていることに対して知らないというのはいくらでもあることで、それを、資質を疑わざるを得ないなんて言う必要は僕は全然ないと思う。

そういうことですよ。あちこちにそういうのがありますよ。想像できるのなのなんなの、これ何が客観的で何が具体的なんですか。ただ、何か明確じゃないとかそういうのだったらいいですけどもね。

そういう点で、何人かの方々はよくできた判断だということをおっしゃっていますが、私は全くそう思いません。

それから、ついでに言いますが、3人の寄附者がいるわけですが、形の上では。それぞれが、誰が何というのが区別がはっきりしません。これは非常に大事なことで、さっき私が言いましたように、責任を持って親の負の遺産を引き継ごうとしたのは1人しかいないんですよ、私から見れば。だから、その人の考えとか意見が一番大事なんです。それなのに、何かみんな同じようなことを言っているかのようなことにずるずる書いている。こういうのは間違いです。全然客観的じゃない、具体的でもない。

遠藤委員 今、花島委員がおっしゃるように、確かにトップは責任をとるのが仕事ですが、全てのことを把握しきれないかという、確かにしきれないところがあるかと思います。ただ、それは内容によりまして、これは市長の特命事項だったんですよ。特命事項で、組織として、ガバナンスとして、部長、課長、係長、一般職員にずうっと落として議論を積み重ねてやってきた事務じゃなかったんですよ。市長が特定の課長とか係長、この2人だけに、ほかに知らせずに専権事項としてやった案件なんですよ。直接ダイレクトにずうっとその報告を聞いていたわけですよ。そうすると、そこに対して、本当にこの寄附を受ければいいのかどうかというのは、市長の判断というのが大きく入ってきているはずですよ。その中で客観的な危険性なり、もしくはその資力の判断の有無というのは、これをもらってしまっていていいかどうかは、市長の意向というのはかなり入っていたはずだと私は思われるんですね。それなのに議会の中で、どうしてこれは資力ないと判断したんですかと聞いて、知らないというのはちょっとやっぱり考えづらいんですね。

やっぱりそれは適切だったかどうかという、適切ではなかった。やっぱりその判断自体も、市民の目から見て、お金がなければ市に寄附してみんないのか、そんなことになってしまいますでしょう。だから、この方々はただ、答弁としてこの方々は資力がなかったからもらったんだという答弁をしておられますから、じゃ、どうやって資力がな

いと判断をしたのかというのを議会で聞いても、その客観的な資料が、全員の資料全ては出てこなかったわけですよ。となると、客観的に資力がないとどうやって判断したかがわからないので、市長とかにお聞きすると、それも本人もわからないとおっしゃっているんで、じゃ、これは、この寄附をもらうにあたってどれだけ客観性があるのかと市民に聞かれたときに、我々議会の調査の中では、これは客観性をどうしても判断できなかったわけですよ。それとなると、やっぱりこれは適切な寄附かどうかというのは非常に疑問と言わざるを得ないと思うので、そういうことを入れたほうがいいわけだと思いますから。

例えば、自覚に欠けていると言わざるを得ないと私も思いますが、そういった部分がもし、この言い方自体がちょっと客観性に欠くのであれば、そこらは少しやわらかくした上で、ただ、特命事項なのに聞かれて知らないとかというのは、それはやっぱりおかしいということはちゃんと書くべきだと思いますね。

笹島委員 よくできた調査報告だと思います。

この3番のところですね、最後のページの。今回の寄附が負担付き寄附に該当するかどうかの判断はさまざまな解釈があるから委員会として結論は出せなかったと。4番は削除してもらってと。これでいいと思います。

以上です。

萩谷委員 今、笹島委員から出ましたけれども、さっきの3番、4番、はっきりしないで、2番の話題になっているんですよ。だから、3番、4番をしっかりと決めちゃいましょうよ。

笹島委員 今言ったでしょう、だから。

萩谷委員 わかりました。3番、4番、今言ったような、今後の司法のをカットして、4番を完全にカットするとか、それをちょっと委員長、やってから1番、2番のその細かい検討はしていただいたほうがいいんじゃないですか。

副委員長 じゃ、ちょっと確認いたします。

3番につきましては、「よって、」以降ですね。「よって、今後司法の判断が」、そこは削除。よろしいですよ。

(「はい」と呼ぶ声あり)

副委員長 4番は、市長の責任問題の追及がどうのこうのではなくて、市長の責任として、今後、その下に書いてある補足の部分、こういったことをぜひ検討すべきであるというような報告にすればよろしいということではよろしいでしょうか。

(「全部削除」と呼ぶ声あり)

寺門委員 4番全削除じゃなくて、市長の責任問題という事項を、事実を1つ、2つ上げて、こういう事実があつて、それは問題であると、委員会としては認定しましたと、これでいいじゃないですか。別に削除しなくてもね。それがないと、4番の補足事項の提言が

できないですよ。

委員長 今ちょっと4番全削除というご意見と、一部削除じゃないと、その後の補足のところが生きてこないというご意見と割れているのかなという感じですけども……

笹島委員 割れていないです、寺門委員の言うとおりに。

寺門委員 当委員会として、市長に責任問題があったと認定しましたので、この内容を書けばいいですよ。それは補足事項の具体的な事項じゃないですか。それがあるからだめだったよねという判定をしましたよ。具体的に我々はこういう提言しますからねということなんですよ。

委員長 具体的に。

寺門委員 だから、所有者との交渉記録がなかったこと、これは事務上の不手際ですね、手続監督上の問題があったと。

遠藤委員 おっしゃるとおり、最終的にもし補足の提言につなげるとすれば、市長というか、市側のちょっと問題があった点というのは、この大きい2番がそうですよね。2番全体がそうですよね。2番がいくつかの段落に分かれていますけれども、これがそれぞれ市として不適切な事務だったということの羅列が大きな2番だと思うので、これが市側の適切な事務として、例えば、これは市長がそういう、もうほとんど知らない、聞いていないという回答をしたとか、あと、審査会が事後に行われてしまったということとか、記録がなかったということ。こういったものを羅列すれば、最後の提言につながっていくということですよ。

萩谷委員 ちょっと確認なんですけれども、市長の責任問題、この4番削除かどうかですけども、その後の（追記）についても、今後議会として検討されたいと、こうなっていますよね。それは削除ということでもよろしいんですかね。責任問題の後ですよ、羅列して出して、（追記）についても「今後議会として検討されたい」を削除ということであればいいんじゃないかなと思いますね、私は。そういうことであればね。わかりました。

委員長 ちょっとまとめちゃわないとね。

副委員長 ごめんなさい、もう一度。じゃ、4番として、その上の2番にあるようなことをちょっとぎゅっとまとめて、こういったものが市長の責任として認定するという言い方にすればいいということですよ。そういうことですよ。

委員長 じゃ、追及から下をカットね。

副委員長 違う、違う。

花島委員 市長の不適切、あるいは監督が十分でないというところはきちっと書いていいと私は思っているんですよ。だから、それは指摘していいですよ。というか指摘すべきです。だけれども、責任追及という必要はないということなんです。もう、だって既にいろいろ謝ったりしているわけだし。それから、今後どう改善させるかというのが第一です。じゃ、責任とらせるというのは、例えばやめろとか何かいう話なのかという話です。

ですから、問題は市長というわけじゃなくて、事務システムとしてどうすべきであるということを書きつつ書いて、それが1、2でしょう。だから、これはむしろ逆に補足じゃなくていいんですよ。きっちり意見として、こうすべきであるということを書くべきです。

以上。この件に関してはそうです。

富山委員 これ責任問題じゃなくて、責任についてのほうがいいのかなど。市長の責任についてというほうがその後につなげるのにはいいのかなど思うんですけども、そういう事務上の不手際とか。

委員長 そうすると、今の富山委員のご意見は、市長の責任についてというぐだりに直して…

富山委員 問題となると、何か多分、その部分でもめているのかなと今ちょっと思ったんですけども。文言でと言ったんで、ちょっと文言入れさせてもらった、別に大丈夫です。

委員長 ちょっと1回休憩しますか。

15分休憩。11時25分再開とします。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時24分）

委員長 それでは、再開をいたします。

3番と4番の部分をまとめたいと思うんですが、3番に関しましては、「よって、今後司法の云々」というぐだりを削除、4番に関しましては、具体的にどういうふうに詰めればいいのか、ちょっとご意見お願いしたいんですが。

副委員長 その上の1番、2番の、特に2番ですか、その辺を凝縮してまとめて、そして、そういうところが市長の責任と認定すると。よって、今後はこういうことがないように、その下にある補足も入れて、こうすべきであるというふうに断言してまとめたいかがということと理解しておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

笹島委員 私一番懸念しているのは、その課税保留ね。いまだ納税されていないということなんだけれども、このところ、何か具体的な提言ができないのかな。これまずいんですよ、これは。悪しき前例をつくっちゃっているからさ。何かないですか。

委員長 どのぐだりですか。

笹島委員 今説明したでしょう。

花島委員 それに関してですけども、提言にも書いてほしいことなんですが、要するに先ほど言いましたように、今の法制度の中で、相続の手続で、課税と相続で円滑にいかない部分があるんですよ。そこもやっぱり改善を求める。これは市だけの問題じゃないんです。国の法制度そのもの。それから、持ち主が那珂市から外へ出ちゃったときに追跡しにくい。登記はしなければならないことになっているんだけど、全然しないですつ

と物事が進んでいるんですよ。だから、そこが今回の混乱の一つの種なんですよ。それは、やっぱりね、市が今すぐどうこうできるという問題ではないんだけど、国も含めた法制度なり、行政全体で改善を求めたいという提言をぜひ書いてほしい。

それで、それに沿って考えれば、課税の件は、出していないやつは課税したら僕はいいと思いますね。それをどういうふうに課税するか。ただし、課税しても、払えない人がいるから、それは適当に、適切にだな、いいかげんにという意味じゃないですよ、適切にという意味の適当に免除手続などを申請などしてもらって処理するというのが一番妥当かと私は思います。

いや、だって、課税して払えなかったら、減免の願いを本人が出せば免除することはできるといふふうになっているんですよ。

遠藤委員 免除というよりは、不納欠損じゃない。つまり……

花島委員 払えない人がですよ。

遠藤委員 そうそう。つまり我々も決算でやるときなんかには、どうしても歳入の部分で、課税したんだけど取れないものは何年かの分で不納欠損処分するじゃないですか。だから、それは不納欠損という処分がいいんだと思う。免除しちゃうと、ある一定の要件を市が取らないでおくよというのが免除になっちゃうから、そうじゃなくて、やっぱりきちっと課税はする。課税はするんだけど、どうしても取りきれなかったのは不納欠損という手続もあるので、それはそれでやってもらうということでもいいと思いますね。

笹島委員 ちょっといいですか。不納欠損云々という技術的な文言は絶対入れちゃいけないからね。やっぱり納税意識を低下させるから、納税の義務というのがあるということはみんな承知だから。不公平さを生まないような、生じないような、そういうこともつくらなければいけないから。この点に関してだけやってほしいんですよ、それは。

以上です。

花島委員 今の遠藤委員の説明だと、不納欠損ということではないと私は思っているんです。前に私、一般質問でこの件のことを質問して、その回答の中で知ったことですが、要するに課税したけれども、例えば不動産持っていますね。持っているから固定資産税を課税する。ところが、全然収入がなくて払えないというような場合には、その不動産を処分してお金にできればそれである程度払えるわけですが、今回の件みたいにその処分もできないとなると、単に払えないわけですよ。その場合は、免除手続というのをしてもらって、払えないということで認められるという話なんですね。それは、できればもう1回、私はそういうふう聞いた。

不納欠損というのは、本当に課税して取るつもりなんだけれども、取れないということですよ。例えば払える資力があろうがなかろうが、請求しているのに入ってこないというのが、いつまでもほっとけないから、帳簿上げりをつけようというのがそういうおっしゃる用語だと思います。ですから、むしろそっちは安易にやっちゃいけないと私は

思います。

遠藤委員 おっしゃるとおりで、ごめんなさい。ちょっと今、話の中で、それは免除、市から積極的に取らないという免除という方法ではなく、やっぱりきちっと取るべきだろうというような話をしたいがために言っただけであって、それは形としては不納欠損になるんじゃないですかと言っただけして、文言的にはここに入れる必要はない。当然税金を取るという意味では、公平な事務を進めるにあたっては、当然必要なものは請求をすべきだというふうに、これはやるべきだと思ってますね。

小宅委員 これ今後、課税保留になって、相続が決定して、でも、資産が相続されなかったとなったら、原則的には、その人にはその課税留保分は来ないと思うんですけども。そもそも今回のケースが非常にレアケースであって、今後そういうケースがちょっと想定が私の中になんかあるんですけども。どういった場合にそういったことが起きますか。

花島委員 私、税務については詳しくないんですけども、単純に考えれば、ずうっとさっき言いましたように、どういうふうに遺産相続するかというのは全然決めないでいたんですが、法で言う標準の分割割合がありますね。その分割割合でさかのぼってそういうふうに相続したという形の流れになるので、それぞれの時点で、1月1日でしたか、基準の時点でどうだったかというので、誰が何割持っていてという話が追えると思うんですよ、さかのぼって。それで計算するということはできると思いますね。専門家じゃないんで、間違っているかもしれない。

小宅委員 つまり相続が決定した時点で、普通はプラスの資産が入ってくるという前提だと思うんですよ。だから、プラスの財産が入ってきたことによって、課税留保分の課税を払うと。それは当然相続した人の義務だと思うんですけども。今までたまっていた留保分のお金は来るけれども、手元に何も無いというケース、こういうレアケースというのは今後あるのかなと。

笹島委員 これね、相続税云々というのは別な話なんで、あくまでも固定資産税、建物に対しての固定資産税、土地に対しての固定資産税というのは、前からこの〇〇ビルの所有者に対して督促状なり何なり出していると思うんですよ。それで、あれ5年さかのぼって、それ以上はできなかつたのかな、そうですね。ですから、その5年間というのはまだまだ請求できるわけですよ。ですから、その今言っていた課税保留をとる時点というのは、これは役所側のあれでね。その前に、今言っていた督促状なりなんなりで1回だけ払ってしまえば、それずうっと続くんですよ。そうだよ、分割分納でね。だと思っと思うんですけども。

ですから、これは多分まだ1回も払っていなかったのかな、これは。この固定資産で云々というのは。一度でもいいから払ってもらえば半永久的にできるよ、あれね。どうですか。

小宅委員 私が言いたいのは、つまり相続した人は、プラスの財産を相続しているわけですか

ら、それを処分してでも留保分を払うというのは当然なケースであって、した人が払えなかったケースを想定してここに入れる必要というのはないんじゃないかなと私は思うんです。

副委員長 今回、今お話しされている課税の話というのは、今課税して、実際しているわけですよ、市が。でしょう、通知しているんですから。だから、取りっぱぐれがないように取ってくださいよということを入れろということじゃないですよ。今後、今回こういうことがあったから、今後そういったことがないように、公平公正に、適正に課税の、そういった税金に対しては処理してくださいねということを報告書に入れればいいんじゃないですか。違いますか。そういうことでしょうか、ですよ。

だから、今回の件を必ず取ってくださいよとか、免除しても仕方ないだろうとか、そういうことを入れろじゃないですよ。今後きちんと処理をしてくださいよということを入れればいいんでしょう。

花島委員 それはさっき私が先に言いたかったことなんです、ただ、現在の法制度では簡単にできないんです。これが問題だから、それを提言してほしいということなんです。要するにすきまがあるんですよ、片方の制度と片方の義務とね、法的な縛りとの。それが一つ。

それから、小宅委員が言ったことは、僕は最初に一般質問で聞いたことなんです、要するに固定資産税というのは、そこに価値があるから払うんじゃないんです。単純に、その不動産を持っていたら、評価額だの何だのあっても、それで払うんであって、本人がそれを持っていることによって利益があるとかなしとかお構いなしなんでね。だから、話がややこしいんですが、財産として得だろうが損だろうが、相続したら払わなければいけないんです。払えなかったら、さっき言ったような免除制度はないわけではないと、本当にね。だけれども、自分はこれは払いたくないから、こっちで普通にリッチな生活していて払いたくないから、あるいはこれは俺に得にならないから払わないということはいけません。

以上です。

助川委員 今の件に関しては、これ税法の問題でしょうから、これは国のほうへの問題になると思うんで、この百条委員会の中に文言として入れ込むというのはちょっと筋が違うんじゃないかというふうに考えますね。

花島委員 それは全然違うんでね、国の法制度なりに不備があるから、この混乱の一部があるんですよ、課税したのとかしていないのとか、するのকাশないのとか。だから、そこは最初からびしっと、相続要件ができたときに、短い期間の間に相続割合を決め、登記もされ、それから、その次また誰かが亡くなったときにやっていたら、この問題の半分は減るんですよ、課税問題がね。

だから、やっぱりそれは、今後、この件だけじゃないんですよ、まさに。だって、よく

言われているのが登記で本当の主どうなっているのかよくわからんという土地が日本全国で九州分くらいの面積があるという話だってありますからね。

それで、さっきも言いましたように、市がけしからんとかじゃなくて、国も含めた行政というんですかね、その全体の中で改善を求めたいというのを委員会として僕は出した。だって実際、国はそれを多少動いているんですよ、民法改正だの何だので。ということ。ですから、国の件だから我々何も言わないというのは反対ですね。

助川委員 市長の責任問題についてということでこれ提言をさせていただくんですから、国のほうまで入れ込んだらと、ちょっと市民の皆さん、混乱するような事態になってしまうと思いますんで、そこは限定して、ここにとめておくべきだというふうに思います。

花島委員 それは全然認識が違うんで、今、私は市長の責任で言っているんじゃないんですよ。我が委員会の提言として、そういうことを言ってほしいと言っているだけで、市長の責任だの、市の行政の責任だのなんて言っていないんです。それは誤解されているんです、私の発言。

助川委員 この百条委員会、調査特別委員会に関しては、そこまで広げた形で提言、あるいは文言を入れ込むというのは、ちょっと枠外になってしまうと私は思うんですよ。だから、市長に対して行政の自治体のあり方を百条委員会としてまとめ上げるわけですから、そこにとどめるべきだというふうに。新たな問題として提言を国のほうに、そういう問題が発生するからということで提言するのは、また別の機会にということになると思いますね。

遠藤委員 あくまで百条委員会、市の事務事業についてということのとおりなんですけど、ただ、そうなるちょっと忘れかけているかもしれませんが、例えば3ページの真ん中よりちょっと上のほうに書いてあるように、また寄附と解体がセットであることは証言のとおり明白であるが、加えて過去の保留されている税金も免除というのが寄附する前提になったことは容易に想像できるわけです。つまり市と所有者が話し合いをしていく中で、税金もチャラにしてあげますからねというふうに言った証言があるわけですよ。これ所有者がみんなそう言っているわけです。だから、課税保留してある税金を取らなくしているという不適切な事務がここで行われていたということが、証言上はそうになっているわけです。

だから、これは百条委員会として、市の事務事業が適切な事務だったかどうか。百条委員会はあくまでも市の事務事業が適切だったかどうかというのを議会の上でチェックするわけでありまして、寄附と解体の話の中に税金も免除するということがおそらく行われていたということ自体は、これは不適切であったというふうな、もしやるなら、結論づける必要があると思うんですよ。そこが問題だと思いますね。

なおかつそれがまだ、なんらかの経緯はあるにしても、まだ取れていないということも不適切な事業であり、大いに不公平だと、ほかの納税者からするとね。そこを問題だと

いうふうなことでまとめる必要があるんじゃないですか。

小宅委員 遠藤委員の言うこと、そのとおりなんですけれども、ただ、今後そういうことがないようというふうに書くとなった場合、同じような想定というのは今後考えられますかということのをさっきから僕は言っているんです。

(「考えられる」と呼ぶ声あり)

小宅委員 寄附行為は今後適切に行うことというふうになった場合に、今回本当にレアケースだと思うんですね。今後同じようなことが起きないようにと書く必要があるかどうかというところをちょっと想定を聞いたかったんです。どういう場合に起こり得るか。

花島委員 レアケースという点では、多分、レアの部分、何をレアと言うかですけれども、それは多分、市が寄附を受けて取り壊して、それで、その後更地にした後売却して、バランスという点である程度、ぴったりじゃなくても、バランスがとれるという点でレアだと思います。それはなぜかといったら、マイナスがうんと大きかったら、市としてはいくら何でも金をそんなに出せないということがあるわけだし、プラスが非常に大きいようだったら、もとの持ち主が不動産屋さんなり何なりに処分してプラスになるから、今回みたいに処分できないということにはならない可能性が高いんですよ。そういう意味ではレアになるかもしれない。

ただし、相続がはっきりしなくて、課税もどうにかわけがわからなくなるというのは全然レアじゃなくて、たくさんあるんですよ。現実にはうんと動いているんです。それが今回の問題とちょっと関連していて、議会に対して執行部が何やっているんだかわからないということになったと思うんです。

だから、遠藤委員が言うのは、不適切とかそういうのがあって、確かに事務上は、最初に僕が言いましたように、本当は違う手順をとるべきだった、課税に関してですよ。だけれども、実際に流れからいうと、これは僕はやむを得ないと思っているんです。本当に時系列で流れを考えたときに、3人目の方がぐずぐずして自分の判断できないで、最後に諦めたというかね。ここまでいっただけでかえって損すると思ったか何かで考えを変えたわけだから。その流れからいったら、今回の件、しょうがないと思いますよね。

でも、本当は、何度も言いますけれども、最初にもとの持ち主が亡くなったときに奥さんと子供で分割し、登記もきちっとされ、それからその次に奥さんが亡くなったときは、またそのお子さんのうち2人の分割されという、その時点できちっとされていれば、この今回の混乱の部分はなかった。

ところが、やらなかったわけですよ。相続は、相続放棄の手続していなかったから、法律上はなっています。でも、実質上は相続していないと本人は思っている、1人はね、1人は。もう自分は婿に行ったんだから関係ないみたいに思っているわけです。もう1人は、その辺を自分で、自分の利益になるようにうじゃうじゃ考えて、何も決断せずに置いておいて、最後になって諦めたという、その経緯を考えてほしい。

だから、何度も言っているように、木を見て森を見ずという言葉があるように、全体の構図を見てどうだということを考えてもらいたい。

それから、助川委員でしたか、誰だかすみません、申しわけないんだが、市長の責任を問うのがこの役割じゃないですよ。この事態の全体を把握して、何が問題だったか、あるいは改善すべき点を指摘するのが百条委員会の役割だから、市長の問題を問うてるわけじゃないから、書くべきじゃないなんて、全然変ですね。それは国の行政の問題があったってね、我々が判断したことを書くべきだと私は思っています。それはあちこちにある資料をそろえるとかね、何とかと推測されるなんて、そんなことよりも非常に大事なことだと思いますね。

以上です。

助川委員 花島委員、私、市長の問題について書くべきじゃないとは言っていないですよ、私は。提言として、この問題が起きた経過等を踏まえて、補足の1、2をまとめ上げて、責任問題についてということで補足の内容をまとめ上げて、文言として取り入れるべきだということを言っているわけですよ。私は言っていないですよ。

花島委員 私が言っているのはその部分じゃなくて、国の制度にかかわることに対して、我々が判断なり、見解なりを示すことに対して反対な部分について言っているんです。

助川委員 その件に関しては、百条委員会のその裁量で、文言としてしっかりと市民の皆さんにお知らせする、ご理解をいただける範疇を超えている部分だということを私は言いたいわけで、これは法律でありますので、国の問題になりますので。当然、私もわかっております。その問題が日本全国混乱を来しているということはわかっております。そういうことで、これは別の形でご提案、議会としてもそういう提言をしていただくのは結構なことだと思いますね。それを申しあげたかったんです。

遠藤委員 今の問題に関しては、それぞれ多分、意見があるんだと思います。だから、それは双方の意見だと。私はどちらかという、あくまで百条委員会なので、市の事務事業に対しての内容でいいのだろうと、私はそういう意見です。

ただ、その部分に関していうと、ちょっと先ほどの話、こういったことがレアケースかどうか。これは花島委員おっしゃるとおり、レアケースじゃないと思いますね。相続に関して、まだ未相続の案件で、こういうケースはやっぱりあります。その場合、私も手続的にやっていると、相続登記なされていない場合で、まだ誰が相続するかちゃんと決まっていなくても、法定相続人にはちゃんと市のほうから税金は払ってくださいよという通知は来るんですよ、ちゃんと来ています、通例はね。でもって、じゃ、誰が今のところ相続登記していなくても、私が一応代表で払いますよみたいなものを市に届け出て、それで、市は徴収をしていくのが通例なんですけれども、今回、市のほうとしてそういうものをちゃんと出したかどうか。相続していない状態で、ちゃんと取りますよというような通知を出したかどうかというのがいまいち曖昧なところと、本来は出さなければ

ばいけないものを、もし出していなかったら、何で出していないのかということ。さらにいうと、本来取らなければいけなかったものであるけれども、何だかんだ途中の経緯は別として、最終的に相続されたわけですよ。3人の一旦所有になったわけです。そのときに課税保留していたものを一遍にそこで課税しなければ、取らなければいけなかったのに取らなかった。これは不適切なんですよ。そこは、やっぱりよろしくなかったという認定はきちっとまとめるべきだと思います。

今後どうのこうのというよりも、まずは調査した結果、そこで取らなかったことは不適切だったというのは文言にまとめる必要があると思いますね。

小宅委員 すみません、私がレアケースと言ったのは、過去の課税保留分が、固定資産税のたまってた分が手元に来たときに処分すべき財産が手元にないと。なぜなら市に寄附しちゃったから。こういうケースというのはレアケースじゃないですかということなんです。だって、もう、知っていたら持っていたのに、もうあげちゃった後に、今から払えと言われてもとなっちゃうじゃないですか。これというのはレアケースじゃないですかという、そういうことなんです。

委員長 じゃ、この課税保留の件、どういうふうにまとめますか。

花島委員 先ほどから僕は非常にそここのところが大事だと思っているのは、やっぱり国の制度の不備があるから混乱が出たんでね、それを全く言わずに、市のここが悪い、あそこが悪いというだけ言ったんでは、まさに市がただ怠慢だったかのように受け取られますよ。それは有権者の方にわかるように説明できないなんていうのは、全然僕は理解できない考えだと思います。

だから、国なり、現行制度なり、事務システムなりの不備というか力のなさ、法では不備、事務システムでは力のなさがあるって、こういう部分が生じている部分もあるので、やっぱりそれはちゃんと評価しておかなければ、今後の改善にもつながらないと思いますね。

請求できていなかったことを市の怠慢みたいなことをおっしゃっている方もいたけれども、そういう単純な怠慢じゃないです。

遠藤委員 やっぱりそこはちょっと整理しなければいけないと思うんだけど、あくまで国のあれは別として、市が適切な事務をしたかどうかという調査報告をまとめなければいけないので、相続、未相続だけでも、固定資産税を徴収しなければいけない責任というか、義務を市はちゃんとやったのかどうか。でもって、実際に相続したときに、本当は取らなければいけなかったものを取っていないわけですよ、実際にね。これはやっぱり不適切ではないか。こういうことはちゃんと書くべきだと思うし、もし相続したときに取らなかったこと自体、何かしらの要件があって、取らなくて済むようにしたんだというのであれば別ですが、それであれば、そういう事実もきちっと明らかに市はしてもらう必要があると思うんですね。そうでないと、やっぱりこれは不適切だというふうに、

この委員会として認定せざるを得ないと思うんですよ。

だから、そのところを本来は、私は前々回の百条委員会で市の執行部にもう一度来ていただいて、そこらを問いただしたかったんですよ。何で取らなかったのか。それはどういう手続というか、誰の判断で取らないようにしたのか。これはやっぱりいま一度、執行部に聞かなければいけない案件だったと私は改めて今の議論を聞くと思いますね。でも、それはもういたし方ありませんので、せめてそういうことは、不適切だというふうな調査報告には、議会としてまとめる必要があるんじゃないでしょうか。

副委員長 何が問題かというのは、今の国の法整備がどうのこうのではなくて、結局税金を取りますよ、取りませんよというところが言った、言わないの話になっちゃっているわけです。だから、前副市長が証言されましたよね。そういう決済も見していない。例えば免除にするならば、しますよとか、しませんとかということをきちんと手続上やっていれば、もしそれが免除しますよという手続をとって、それが不適切かどうかをチェックするのが我々の立場なわけですから。そういうのもやらず、だから、今言った、言わないで所有者と市側の言い分、食い違いが出ているわけです。

ですから、そういったことをきちんと、事務処理上はきちんとそういう公平公正に、現在の税法上でしっかりやってくださいということを提言すればよろしいんじゃないんですか。

花島委員 そこが違うんですよ。それはおっしゃるとおりですよ。それは、でも、現行の法制度なり、事務システムが、それができるようになっていけば、そうなんですよ。でも、なっていないじゃないですか。相続は3カ月以内に放棄手続しなかったら、相続したことになっちゃう。だけれども、実際は登記しなくてもいい。それで、複数いる場合は、誰がどれだけみるというのを決めなくたって、後だっていいという。そうなったらもうわけわからなくなってくるでしょう。そのうちの何人かというか、今回の件では、実質的に、この件だけじゃなくてほかの負債を相続したのは、実質的にですよ、1人の方で、その人は支払い能力がないんですよ、全く。

だから、そういう流れの中で、何でこういう混乱が起きたのか。確かに事務手続が不適切な部分は僕はあったと思いますけれども、それがさっき何度も言うように怠慢とかじゃなくて、法の不備と、それから事務システムの、事務システムというのは、例えば相続権者が何人かいて、その人がどこか行っちゃったらもうわかんないみたいな部分ですね。そういうのがあってこういうことが起きているんだということを我々が認識しなかったら、常に市の職員は、ただ何かちょっとうまくいかなかったら怠慢、怠慢と言われるだけの話じゃないですか。だから、それは非常に大事なことなんですよ、ここに書くということは。

市を責めてもいいですし、不適切だった、適正じゃないというのは、でも、なぜそれが起きたのかというのを、ある根源の部分を我々は認識しているということを言わなかつ

たら、市の職員はたまったもんじゃないですよ。市の職員だって、そんなにたくさんいるわけじゃないですからね。何でもいから、コストも関係なしに、何がなんでも全部きっちりやれというふうにできるわけないし。しかも今回の場合は、相手に詰めて、早く誰がどういうふうに相続するか決めてくださいなんてがんがんやるシステムがないですもん。誰かが代表で払ってれば、どういうふうに相続したのかお構いなしですよ。そうなんですよ。

それで、今回の場合はその代表で払っていた方が亡くなり、それで、それを引き継いでいた、その人の息子さんの1人もなくなっちゃった。だから、どこに請求していいかわからなくなったと説明しているじゃないですか。市の職員だって、実質的には、僕は何度も言っているように、実質的に相続したのは1人、最終的にはね。親の負債を責任をとろうとして無理して頑張りすぎちゃった方1人ですよ。だけれども、さっき言ったようにちゃんと話し合いなり何なりで分割を決めていなかったから、3人が法定、最初の4人、奥さんも入れて4人、それから次に、奥さんが亡くなったときにという形で、最終的な3人に、標準的な法の割合で相続したということで処理されたというだけですよ。何でそういうのを見ようとしませんですか。僕は全く理解できませんよ。

助川委員 行政の執行にあたっては、職員は全て現行の法制度のもとに動いていると思うんですよ。法の整備が不備だからということで立ちどまらせていたんでは、全てそんな問題が今度は新たにクローズアップしてきて動かなくなっちゃうという懸念もあるわけですよ。もうやむを得ない形で、現行の制度のもとで動かさざるを得ないということでやった結果、こういう事態になったんですから。その責任は部署部署に感じられると私は思うんですよ。

ただ、今後こういった疑念、あるいはまた疑義が起こらないような方向性をとっていただきたいということで、市長に対して提言をしていただくのは、これは大いに必要性があるということで、補足をまとめ上げて、そこに掲載していただきたいということで、私は、さらにまた、この報告のもとに今までの審議経過を踏まえたものが添付されるわけでありますから、それで市民の皆さんご理解をいただくということほかないというふうに私は感じています。

以上です。

遠藤委員 この課税保留に関しては、我々は行政の事務をチェックする立場でいうと、この課税保留に関して市がやらなければいけなかったことというのは何なのかということなんですよね。それは大きく2点しかないんだと思うんです。相続の内容云々は、これあくまで民民の話なので、行政の手は入らない、事情はありましようが、余り関係のないところでして。行政がやらなければいけないことは、課税する通知を出すこと。出したのかどうか。それとあと、実際に課税をしたのか、取ったのかどうか。そこだけなんですよ、課税保留の件で市がやらなければいけないことは。ただ、この2点ともやっていな

いと思われるので、これは不適切だと、チェックする側の議会としてはそういうまとめをするしかないでしょうというふうに思うんです。

笹島委員 今言ったとおりでね、相続人3人が確定していて、市のほうとしては固定資産税云々という、納税義務がある者に対して納付書を送付していないんだよね。それに対して私が一般質問のときにそれを言ったんですよね。そうしたら、やっていませんと。これは記録に残っていますよね。それで、それから、今言っていた納付書を送るようになったんですけども、そうしたら、いまだかつて送っているけれども未納だということであって。これはゆゆしき問題であって、こういうものをこのままにしておけば、やっぱりね、将来に禍根を残すような大きな問題なんですね。

それで、やっぱりその文言をここに入れてほしいというのはその件なんですよ。それはどういうふうにして副委員長、委員長がつくられるか云々というんですけども、私が言いたいのはそこのところなんですよ。

委員長 だから、その課税保留の件に関しては、固定資産税というのはね、いわゆる固定資産の所有者がちゃんと納税義務があるわけで、そこをこういう面倒な案件ではあったけれども、そういうちゃんとした課税の手続を踏んでいなかったということが問題だという話であって、じゃ、そういう事案が発生する原因には、登記の法整備であるとか、そういうのは国の責任だからということで、そこまで余り風呂敷広げちゃうと、この話がまとまらなくなっちゃうんじゃないかなと思うんで、とりあえず……

花島委員 いや、反対です。

委員長 それは花島委員のご意見として当然聞いておくし、最終的には花島委員のご意見のように、国に対しても法整備を迫るべきだということがみんなの意見で決まれば、そういう文言を当然入れることになると思います。

花島委員 いや、だから、それは当たり前の話で、だから、私はそうしてほしいと言っているんです。

委員長 だから、そういうふうになんかお諮りして決めるわけで、花島委員の言ったことが全部、全て通るわけではないので、こういうご意見があるけれども、ほかの委員の皆さんはどう思いますかということで、最終的なこの報告書の文言が決まるわけですから。その辺を今ここでちょっととまっちゃっているから、もっとほかに検討しなくちゃいけないことがたくさんあると思うので、とりあえず固定資産税の件に関しては、そういう範疇にとどめておいたほうが、先に話が進まなくなっちゃうよという思いです。

花島委員 きょうの議論はということでいいですか。だって、最終的には決着するわけでしょう。だから、きょうの議論は、固定資産の件はこのままにしましょうということですか。

副委員長 皆さんがおっしゃっているのは、それぞれのお一人お一人のお考えを今述べていらっしゃるわけですよ。花島委員もお一人としての意見を述べていらっしゃる。ですから、それが最終的に報告書としてまとめ上がって本会議に諮るわけです。この委員長報告を

議決するわけです。もしそこに例えば自分のご主張が入っていなければ、その辺は反対討論でも反対をすればいいことであって。だから、必ず入れたものを反映させるようなものができるかどうかは、皆さんのご意見を今聞いているところであって、ですから、今、委員長がおっしゃったようにお一人の意見として伺っておきますということによろしいんじゃないですか。

花島委員 私ちょっと制度を理解していないのかもしれませんが、この報告書というのは、委員長がさっと書いて、そのまま議会に、本会議にかけるという性質のものでしょうか。

委員長 いや、だから、こうやって今……

花島委員 もちろん、それは議論はするんですが、例えばここで議論するまでに、この委員会として、この報告書でいかどうかという採決はしないんですか。

委員長 いや、だからそれを今つくる過程でこうやってみんなで議論しているわけですよ。

花島委員 つくるんですよ。だから、今、古川委員の言ったのは、委員長がつくったのをそのまま……しないの。

副委員長 しません。

花島委員 しないんですか。そうしたら、本会議で円滑に通すために私は自分の意見を言っていきたい。

委員長 ちょっと暫時休憩します。

休憩（午後0時03分）

再開（午後0時04分）

委員長 再開します。

笹島委員 もうよく非常に、委員長、副委員長、よくできた報告書なんで、これでよろしいと思うんです、私はね。3、4番のところをちょっと抜いて、3番はオーケーですね、4番もオーケーですね。もうほとんどこれできていると思うんでね。どうでしょう、これで。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

笹島委員 異議なしということなんですよ。

委員長 今、笹島委員からそういうご意見出ました。

笹島委員は、今の3番と4番の部分の修正でいいんじゃないかというご意見、それと、先ほど大和田委員から、ほかにもちょっと不適切な文言があるんじゃないかというご意見あったんですけども、そこら辺をどうしますかというのがちょっと、皆さんのご意見、もう一度お諮りします。

大和田委員 名前が上がったので。先ほど副委員長も言ったとおり、ちょっと私的な気持ちが入っていたり、そういう文言のところですか、というのがあるのかな。例えばどこでしたか、事実かどうかわからない。例えば背任の疑いさえ残るといっても、背任の話は、この委員会の中ではありましたか。なかったような気がしますし、あと、甚だ疑問で

あり、結果的に政治不信を招いたと考えられるというのも、これちょっと、実際はそうなのかもしれないんですけども、その報告書に対してはどうかなのかなというところが、表現が報告としてどうかなのかなというところをちょっと。2番にも多分その……

(「内容としてはいい」と呼ぶ声あり)

大和田委員 内容としてはそうなんですけれども。

(「内容はどう」と呼ぶ声あり)

大和田委員 内容はそうですね。

勝村委員 大和田委員と同じなんですけれども、この3ページ、結果的に政治不信を招いた、政治不信なの、これ。政治不信という文言なの。行政の事務上の問題じゃない、これは。

委員長 何ページの、3ページの。

勝村委員 3ページの下から6行目。政治不信じゃないよ、これは。

委員長 これをどんなふうに訂正すれば。

勝村委員 行政の事務不備だろうね。

委員長 この「政治不信を招いたと考えられる」というのを削除して、代わりにどういう文言を入れれば。

(「行政不信」と呼ぶ声あり)

委員長 「政治不信」を「行政不信」に変えると。

勝村委員 行政不信か、行政の事務、いい文言がないんだな、これ。

大和田委員 というより、その背任の話もそうなんですけれども、「公平性に欠けるものである」というのが、さっきのその政治不信の話じゃない、その前の段の背任の疑いさえ残るといふ話なんですけれども、「公平性に欠けるものである」で終わりであって、事実を述べているわけですね。その次の段だと、「課税通知がなされて驚きつつも、市を信じ、納付する意思はないようである」ですよ、が事実でありますよね。だから、先ほどの話になって、今度は市長にこんなふうに提言する、課税の話は提言するという話につながっていくのかなと思うんですけども。そういう一個一個のああでもない、こうでもないというのもどうかなのかなと。だから、事実を述べて、最後、だからこういう課税についても今後徹底してほしいということを提言していけばいいのかなと思う次第なんですけれども。

委員長 じゃ、今の大和田委員の提案は、3ページの中段の「著しく公平性に欠けるものである」で、背任の疑いという欄は、これは削除というご意見ですね。

じゃ、そこの「政治不信」というところも、「税金を払ってくれと言えるのか甚だ疑問である」で切っちゃって、その後は削除。

(「いいんじゃないですか」「いいですね」と呼ぶ声あり)

委員長 じゃ、今の「背任の疑いさえ残る」を削除、それから「結果的に政治不信を招いたと考えられる」、この文言も削除でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかに、この文言は検討したほうがいいというところがあれば。

(複数の発言あり)

委員長 さっきの3番と4番のまとめも正副委員長に任せていただいて、もう1回、皆さんの前に整理した文言を提示したいと思いますので。

遠藤委員 となると、今後の流れの確認ですが、きょうはこれで皆さんからご意見を頂戴して、またきょうの内容を正副委員長でまとめていただいたものをもう1回、例えば来月ぐらいに百条委員会を開いて、そこでまた確認をしていただいて、固めて、それを12月定例会に委員長報告で出すと。それを今度、議会として採決をします。それでもって、調査特別委員会の終結というような形になるという意味でいいんですか。

委員長 今の遠藤委員のご意見でよろしいでしょうか。

(複数の発言あり)

委員長 ただいま決定しました調査報告書(案)に対しまして、修正及び加除訂正を行いまして、再度、委員の皆様にご意見をいただき、協議して、調査報告書を完成させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

花島委員 私としては、少数意見として書きますので、それもぜひ少数意見として報告をしていただきたい。

委員長 じゃ、それも後ほど報告お願ひします。

では、あと、次回の委員会の開催につきましては、正副委員長にご一任をいただきまして、決定次第、各委員へお示しをしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、そのように決定をいたします。

以上をもちまして、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会(午後0時13分)

平成30年12月14日

那珂市議会 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長

綿引 孝光